

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)処理業の更新許可証の記載について

令和3年9月 山口県廃棄物・リサイクル対策課

令和2年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて」(1-11(5))において、許可証の「許可の年月日」の欄には、実際に更新の許可を行う日を記載し、「許可の有効年月日」の欄には、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算して5年以内の日を記載することとあるため、山口県が交付する更新許可証は、下記のとおり取扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 対 象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)で規定する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業及び処分業に関する更新許可証(許可証の書換えの場合を含む)

2 取扱い

従前の許可有効期限の満了日以降に更新許可となった場合、更新許可証の「許可の年月日」には、実際に更新許可を行う日を記載

例) 従前の許可の有効年月日が令和3年9月30日の産業廃棄物処理業者が、更新申請を令和3年9月1日に行い、令和3年10月5日に審査が終了し、更新許可となった場合

＜従前の許可＞

許可の年月日 : 平成28年10月 1日

許可の有効年月日 : 令和 3年 9月30日

＜更新許可＞

許可の年月日 : 令和 3年10月 5日

許可の有効年月日 : 令和 8年 9月30日

注1) 法の規定により、更新許可申請に係る許可又は不許可処分が決定するまでの間、従前の許可は、許可有効期限の満了日以降も有効です。

【根拠条文】

産業廃棄物収集運搬業 : 法第14条第3項

産業廃棄物処分業 : 法第14条第8項

特別管理産業廃棄物収集運搬業 : 法第14条の4第3項

特別管理産業廃棄物処分業 : 法第14条の4第8項

注2) 更新許可の有効年月日は、従前の許可有効期限の満了日の翌日から起算します。

ご不明な点等ありましたら、裏面の担当窓口までご相談ください。

(裏面)

管轄	窓口	住所・電話	メールアドレス
岩国市 和木町	岩国環境保健所 生活環境課廃棄物・環境指導班	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1 TEL:0827-29-1524	a132141@pref.yamaguchi.lg.jp
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井環境保健所 生活環境課環境薬事班	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3 TEL: 0820-22-3631	a132161@pref.yamaguchi.lg.jp
下松市 光市 周南市	周南環境保健所 生活環境課廃棄物・環境指導班	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38 TEL: 0834-33-6429	a132171@pref.yamaguchi.lg.jp
山口市 防府市	山口環境保健所 生活環境課廃棄物・環境指導班	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1 TEL: 083-934-2536	a132191@pref.yamaguchi.lg.jp
宇部市 美祢市 山陽小野田市	宇部環境保健所 生活環境課廃棄物対策班	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50 TEL: 0836-39-9865	a132201@pref.yamaguchi.lg.jp
長門市	長門環境保健所 生活環境課環境薬事班	〒759-4101 長門市東深川1344-1 TEL: 0837-22-2811	a132251@pref.yamaguchi.lg.jp
萩市 阿武町	萩環境保健所 生活環境課環境薬事班	〒758-0041 萩市江向河添沖田531-1 TEL: 0838-25-2666	a132261@pref.yamaguchi.lg.jp
県外	山口県庁 廃棄物・リサイクル対策課産業廃棄物指導班	〒753-8501 山口市滝町1-1 TEL: 083-933-2988	a15700@pref.yamaguchi.lg.jp